別表（第2条関係）

補助事業名	運送事業者への低公害車普及促進補助事業
補助事業の目的	自動車からの排出ガスによる地域の大気環境の改善に資するため、国（国土交通省）と協調して補助することにより、事業用トラック及び事業用バスについて、環境対応車（CNGバス・トラック及び優良ハイブリッドバス・トラックに限る。）の導入を促進し、県民の健康の保護や生活環境の保全を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	（1） 県内に使用の本拠を置く事業用トラック又は事業用バスを導入する民間運送事業者及び当該事業者に環境対応車をリースする事業者。 ただし、国（国土交通省）の「低公害者普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）」の対象となる者と同一の者（CNGバス、CNGトラック、ハイブリッドバス、ハイブリッドトラックを導入又はリースする者に限る。）とする。 （2） （1）に補助する市町。
補助対象経費	（1） 新車購入の場合、環境対応車の車両本体価格（新車の改造により環境対応車を導入する場合にあっては、環境対応車への改造に要する経費を含む。） 使用過程車の改造の場合、CNG自動車への改造に要する経費。 （2） 市町については、（1）について市町が補助した経費。
補助率	（1） 新車購入の場合、補助対象経費の1/4 使用過程車の改造の場合、補助対象経費の1/3 （2） 市町については、補助対象経費の1/2以内
補助金の額	（1） 補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額から、寄付金その他の収入額を控除した額以内とする。 ただし、新車購入の場合、経年車の廃車を伴う新車導入については、当該補助対象経費と通常車両価格との差額（国の「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」に定める額を上限とする）に1/2を乗じて得た額が、当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額より少ない場合には、当該差額に1/2を乗じて得た額から、寄付金その他の収入額を控除した額以内とし、新車のみの導入については、当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/3を乗じて得た額が、当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額より少い場合には、当該差額に1/3を乗じて得た額から、寄付金その他の収入額を控除した額以内とする。 なお、千円未満の端数があるときは、事業者ごとにこれを切り捨てるものとする。 （2） 市町については、（1）の1/2以内 なお、千円未満の端数があるときは、市町ごとにこれを切り捨てるものとする。

別に定める事項

関係条項	内　　容
第3条 （交付申請）	（添付書類） (1) 補助対象事業の概要（予定）（別紙様式1-1から1-3までのいずれか） (2) 見積書（改造費が明記されているもの）の写し (3) 廃車を伴う新車導入の場合は、経年車でかつ1年以上所有したことを証する書類（詳細登録事項等証明書等） (4) 国の負担を証する書類（補助金交付申請までに知事に提出が困難な場合は、確約書）（市町の場合は不要）
	（指定期日）別に指定する日
第7条第1項 （事業の変更承認）	~~（軽微な経費配分の変更）~~
	~~（軽微な事業内容の変更）~~
第8条第1項 （交付決定額の変更）	（添付書類）第3条の添付書類に準じる。
	（指定期日）別に指定する日
第9条第1項 （遂行状況報告）	（報告事項）
第11条 （実績報告）	（添付書類） (1) 補助対象事業の概要（別紙様式2-1から2-3までのいずれか） (2) 請求書及び領収書の写し等の支払が確認できる書類 (3) 自動車検査証の写し (4) 廃車を伴う新車導入の場合は、廃車したことを証する書類 (5) 国の負担を証する書類（交付決定通知書等）（市町の場合は不要）
	（指定期日） 事業終了後30日以内又は平成28年4月11日のいずれか早い日
第19条第1項 （財産処分の制限）	（処分制限期間） 国（国土交通省）の「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」及び「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」に定める期間